

発議案第12号

高額療養費制度の自己負担限度額引上げの撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月17日

八千代市議会議長 塚本路明 様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	三田登
	同	飯川英樹
	同	大竹秀樹
	同	高山敏朗

## 提案理由

国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額引上げの撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 高額療養費制度の自己負担限度額引上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度の自己負担限度額引上げを盛り込んだ令和8年度予算が本年4月7日に成立した。これは患者の収入減により受診が抑制されることを考慮、検討せず、患者団体が不同意の意思を示す中で制度利用者の負担増を決定したものである。

厚生労働省は、直近12か月間で高額療養費に該当した月が3か月以上ある場合に4か月目以降の自己負担限度額を更に軽減する多数回該当の金額の維持や、年間上限の新設等をもって、セーフティーネットを強化したと強調している。一方、年収約650万円から約770万円までの所得区分では、自己負担限度額が現行の8万1000円から11万4000円へと3万3000円（38%）も増加することとなる。年間1～3回の制度利用者は負担増となり、その数は約660万人に上る。これは全利用者の約8割に当たり、多くの世帯に負担が重くのし掛かることとなるのである。さらに、政府が見込む医療費削減額には受診抑制分1,070億円が含まれている。

全国保険医団体連合会による高額療養費制度の利用者を対象とした調査では、自己負担限度額の引上げにより、「受診の間隔を延ばす、見送る」との回答が65.7%、「食費、衣料費などを削る」との回答が74.3%となっている。

高額療養費制度を利用するほどの重度の疾患がある患者に対して受診抑制を見込む政策は、患者の命の選別につながるものである。高額療養費制度を改悪するのではなく、拡充することで制度利用者の命と暮らしを守るべきである。

よって、本市議会は国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額引上げの撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様